

屋外広告物のしおり

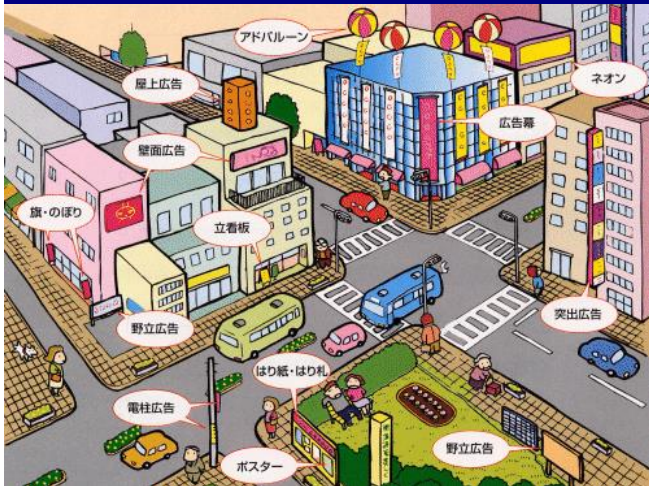
良好な景観形成のために

わたしたちが生活するまちには、いろいろな広告物が掲出されています。これらの広告物は、わたしたちの身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちに賑わいや活力をもたらしてくれます。

しかし、広告物が無秩序に掲出されると、まちの美観を損ったり、思わぬ事故が発生する場合があります。このため、岐阜県では広告物が適正に出されるよう屋外広告物条例を定めています。

また、可児市では平成21年4月1日より景観条例・景観計画を施行しました。計画ではより良い景観の保全・創造を目標に掲げております。屋外広告物もまちの重要な景観要素であり、適正な掲出が必要となります。

屋外広告物とは？



屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、個人や法人の名称、商品名などの文字表示から、標識やシンボルマークなどの記号表示や、その内容が営利を目的としないものまで含まれています。

屋外広告物を表示する際は、岐阜県屋外広告物条例による基準を遵守する必要があります。

禁止広告物（掲出してはいけない広告物）

条例では、次のものが禁止広告物とされています。これらは地域に関係なく掲出してはいけません。

- ・著しく汚染、変色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件（広告物の掲出ができない物件）

1. 条例では、次のものが禁止物件とされています。これらは地域に関係なく広告物を掲出できません。

- ・橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
- ・街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード、日おい及び雁木
- ・信号機およびその付属施設、道路標識、道路上のサク、駒止め並びに里程標
- ・消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ・郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
- ・送電塔、送受信塔及び照明塔
- ・煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ・銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木

2. 電柱、街灯柱その他これらに類するものに、はり紙、はり札等、広告旗もしくは立看板等を掲出できません。

3. 道路の路面には広告物を表示できません。

禁止地域（広告物の掲出ができない地域）

以下の地域では、原則として広告物の掲出ができません。

1. 第1種低層住居専用地域
2. 文化財保護法により指定された区域
史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物に指定された地域
木曽川 長塚古墳 久々利のサクライソウ自生地 **美濃金山城跡**
3. 高速自動車国道、自動車専用道路の全区間
4. 道路（高速自動車国道、自動車専用道路を除く）、鉄道、軌道及び索道で知事が指定する区間
 - ・国道21号 御嵩町堺～東海旅客鉄道太多線との交点
 - ・国道41号
 - ・国道248号 多治見市境～県道土岐可児線との交点
5. 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域
 - ・高速自動車国道及び自動車専用道路の両側500メートル未満の区域。ただし、用途地域が定められている区域を除く。
6. 都市公園法に規定する都市公園の区域
7. 官公署、学校、図書館、公民館、体育館
8. 交差点、踏切、道路の曲がり角、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして知事が指定する地域
 - ・信号機の設置されている交差点
 - ・一般国道又は県道と一般国道または県道との交点
 - ・一般国道又は県道と鉄道との踏切
 - ・上記の交差点・踏切から30m以内の一般国道又は県道及び上記の道路に歩道、車道の区分のない道路の両側5m以内の区域（ただし高さが7m以上の屋上広告物を除く）

許可地域（広告物を掲出するときに許可が必要な地域）

条例で、都市計画法の規定により指定された都市計画区域は、許可地域とされています。

可児市は全域が都市計画区域ですので、全域が許可地域になります。原則として広告物を掲出しようとする場合には許可が必要です。

許可の基準（抜すい）

1. 共通基準
 - ① 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
 - ② 汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
 - ③ 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装、その他の装飾をしたものであること。
 - ④ 蛍光塗料は、使用しないものであること。
 - ⑤ 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
 - ⑥ 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。
 - ⑦ 容易に腐朽し、または破損しない構造であること。
2. 個別基準
屋外広告物は、その種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。野立広告物、屋上広告物、壁面広告の個別基準は次表のとおりです。

自家広告物 …… 自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの

案内用広告物 …… 自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの
許可地域内の「知事が指定する区域」の「用途地域外」及び「禁止地域」に掲出する場合は、次の3つとも満たすこと。

- ① 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること
- ② 表示内容は名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること
- ③ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと

道標等 …… 道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物

	広告物の種類		知事が指定する区域		左の区域外
			用途地域外	用途地域内	
許可地域	野立 広告物	自家広告物	≪表示面積≫ 1個50㎡以下 ≪高さ≫ 15m以下		
		案内用広告物 道標等	≪表示面積≫ 1面4㎡以下合計8㎡以下 （集合看板 1面20㎡以下合計40㎡以下） ≪高さ≫ 5m以下	≪表示面積≫ 1面20㎡以下合計40㎡以下 ≪高さ≫ 広告塔 …… 15m以下 その他 …… 10m以下	
		その他広告物	≪表示面積≫ 1面20㎡以下合計40㎡以下 ≪高さ≫ 広告塔 …… 15m以下 その他 …… 10m以下 ≪路線からの距離≫ 30m以上 ≪広告物相互距離≫ 50m以上 （高速道路の両側500m以上 1000m以内の区域は 300m以上）	≪表示面積≫ 1面20㎡以下合計40㎡以下 ≪高さ≫ 広告塔 …… 15m以下 その他 …… 10m以下	
	屋上広告物		≪個数≫ 1つの建築物につき1個（※） ≪表示面積≫ 20㎡以下（※） ≪高さ≫ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2／3以下		
	壁面広告物		≪表示面積≫ 以下の2つともを満たすこと ・ 1個30㎡以下（※） ・ 同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1／2以下		
禁止地域	野立 広告物	自家広告物	≪表示面積≫ 1事業所あたり合計50㎡以下 ≪その他の基準≫ 広告物の種類に応じて許可地域の基準を満たすこと		
	屋上 広告物	案内用広告物 道標等	≪表示面積≫ 1面2㎡以下合計4㎡以下 （集合看板 1面10㎡以下合計20㎡以下） ≪高さ≫ 野立広告物のみ5m以下 ≪その他の基準≫ 広告物の種類に応じて許可地域の基準を満たすこと		
	壁面 広告物	その他広告物	掲出不可		

※ 堅固な建築物に掲示する場合は面積制限・個数制限なし

「知事が指定する区域」とは、次の道路、鉄道から展望することができる両側1,000m以内の区域です。

国道21号 国道41号 国道248号 JR太多線 名鉄広見線

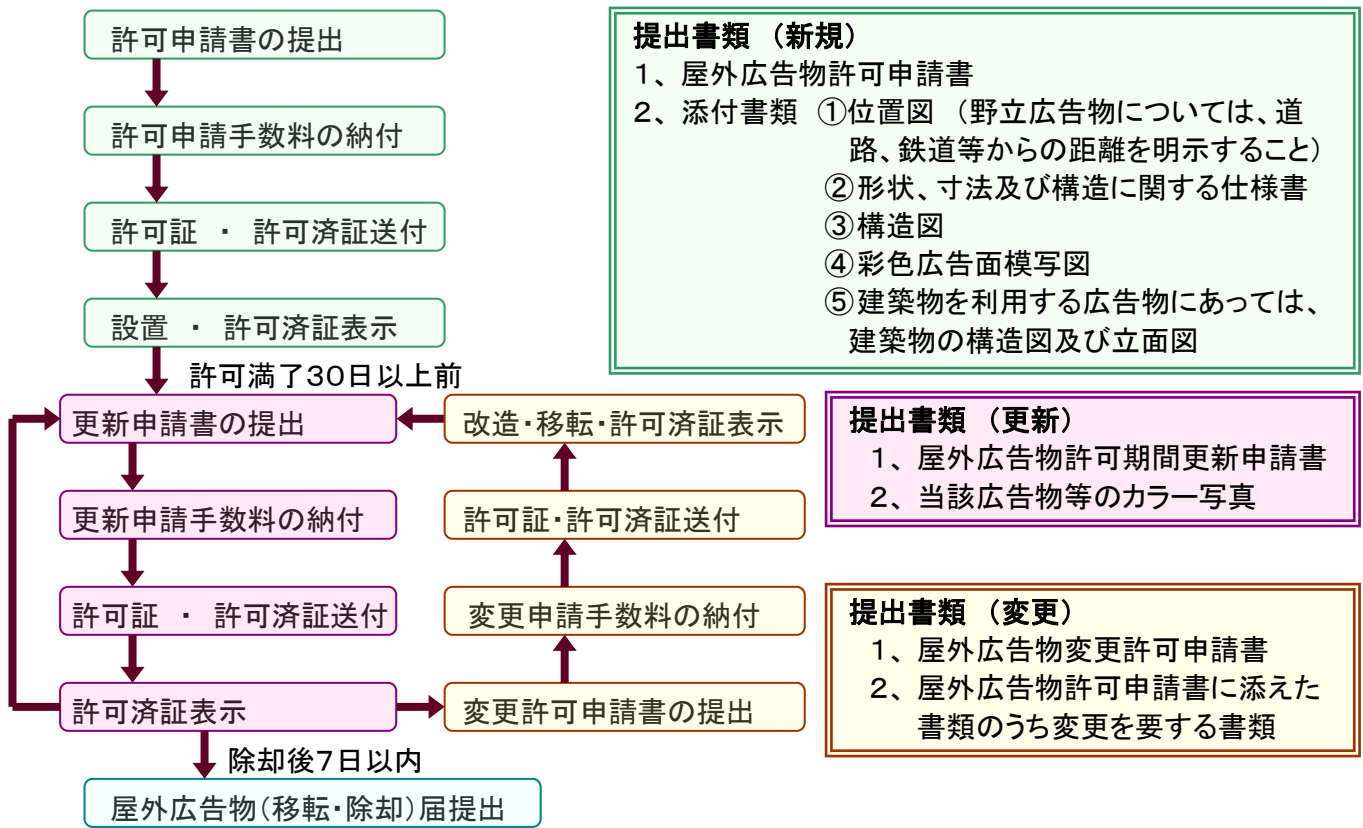
県道土岐可児線（土岐市境～可児金山線との交点）

県道多治見白川線（土岐可児線との交点～花フェスタ記念公園東入口）

東海環状自動車道（ただし禁止地域等を除く）

許可申請の手続き

屋外広告物を設置する場合で許可が必要な場合は、次の流れに沿って許可の申請をして下さい。許可を受けた広告物には、許可の際に交付される許可済証(シール)を添付しなければなりません。



広告物の種類	区分	許可期間	手数料
野立広告 屋上広告 突出広告 壁面広告 (※)	照明付きの場合 表示面積 5 m ² につき	1 年	1,200 円
		2 年	2,090 円
		3 年(新規のみ)	3,080 円
	照明なしの場合 表示面積 5 m ² につき	1 年	900 円
		2 年	1,520 円
		3 年(新規のみ)	2,240 円
立看板	1 枚につき	2 ヶ月以内	200 円
はり紙	100 枚につき		400 円
はり札	1 枚につき		80 円
広告幕及び広告網	1 枚につき		300 円
アドバルーン	1 個につき		600 円
電柱又は街灯柱を利用する広告物	1 個につき	1 年	300 円
その他の広告物	1 個につき	1 年	300 円

許可申請が不要な場合

- ・ 自家広告物で1事業所あたり合計10m²以下のもの
- ・ 道標等で2m²以下のもの
- ・ 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出する管理用広告物で2m²以下のもの

※広告物が堅固な構造のもので堅固な建築物を利用する場合のみ

許可期間2年または3年が選択できます。

お問い合わせ・書類提出先

可児市役所 建設部 都市計画課

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL 0574-62-1111